

母子保健法の一部を改正する法律
(令和元年法律第 69 号。産後ケア事業について定めるもの。)
に関する Q & A

令和 3 年 4 月 1 日
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

1. 趣旨

Q 1 今般の母子保健法の一部を改正する法律による改正の趣旨如何。

(A)

- 近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況にある。
- 産前産後の母親の育児不安やうつ状態が、子どもの虐待の誘因になることも指摘されており、産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、生活している地域で様々な支援を行うことが重要な政策課題である。
- このため、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後 1 年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的としたものである。

Q 2 小規模自治体では、妊産婦の数が少ない、自治体内に産科医療機関等が存在していない、といった事情があるが、そのような場合でも、産後ケア事業を実施する必要があるのか。

(A)

- 心身の不調や育児不安等を抱え、支援を必要とする産後の母親が、地域を問わず存在していることに鑑み、産後ケア事業の全国展開を図ることが必要であるが、事業の実施形態等については、地域の実情に応じて適切な方法で実施していただきたいと考えている。
- 母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第 69 号）による改正後の母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「改正後母子保健法」という。）においては、①短期入所（ショートステイ）型、②通所（デイサービス）型、③居宅訪問（アウトリーチ）型の 3 つの実施類型を定め、各市町村において、いずれかの類型で産後ケア事業を実施することを求めているが、当該市町村内での事業提供が困難な場合には、市町村外の助産所、産科医療機関等に事業委託する、あるいは、地域の実情に応じ、短期入所（シヨ

ートステイ)型の事業を実施せず、通所(デイサービス)型又は居宅訪問(アウトリーチ)型の事業類型で産後ケア事業を実施することも想定される。

- また、短期入所(ショートステイ)型については、医療機関や助産所の空床を利用する形態のほか、自治体において、専用施設を整備・運用することも考えられるが、単一市町村での整備等が困難な場合には、複数の自治体が連携して整備等を行うことにより、各市町村における負担の軽減を図ることも考えられる。

2. 事業内容

Q3 これまで、産後ケア事業の対象について、「家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない」ことが選定の一つの基準とされ、自治体によっては、同居家族の有無により、この基準の該当性を判断している場合があった。今般の法改正に伴い、この取扱いに変更はあったか。

(A)

- 同居家族の有無等にかかわらず、産後ケア事業による支援を必要とする場合が想定されることを踏まえ、本日付で、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。)の一部を改正し、「対象者の選定に当たっては、同居家族の有無等にかかわらず、判断すること」と明示した。
- このため、産婦健康診査の受診や子育て世代包括支援センターでの相談等によって支援が必要と認められる事例が確認された場合は、同居家族の有無等にかかわらず、積極的に産後ケア事業の利用を勧奨することが望まれる。

Q4 産後ケア事業を実施する場合、父親は対象となるか。

(A)

- 産後ケア事業の対象は基本的に母子であるが、一方で、父親の育児参加を促すとともに、このような父親への支援を行うことも重要である。
- これまでの取扱いにおいて、各自治体の判断で父親を産後ケア事業の対象とすることは可能としており、今回の法改正後においても、この取扱いに変更はない。

Q 5 多胎家庭については、日常生活や外出に困難を伴うことから、産後ケア事業の運用に当たり、多胎家庭に対する手続上の配慮を行うべきではないか。

(A)

- 多胎家庭では、日常生活や外出に困難を伴うことが想定されることを踏まえ、令和2年4月1日付で実施要綱の一部を改正し、子育て世代包括支援センターや母子保健担当部署の職員が、新生児訪問等を通じて居宅に訪問する際、事業の説明と併せて、産後ケア事業の申請を受け付けること等の柔軟な対応が可能とした。
- また、特に多胎家庭への配慮が必要なことを明確にするため、本日付で実施要綱の一部を改正し、このような配慮の対象として、「例えば、多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等」と明示した。

Q 6 「育児に関する指導、相談その他の援助」には、平成30年の通知で示された介助等に伴う片付けや洗濯等が含まれる点について、変更はないか。

(A)

- 「産後ケア事業の実施に係る留意事項について」（平成30年3月30日付子母発0330第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）において、「新生児等の沐浴介助、おむつ交換や着替等の介助、それらの内容を実施した際に生じる準備、片付け及び洗濯等が想定され、(略)子育て経験者、ヘルパー等(略)が担う場合までをも除外としているものではない」としている点について、変更はない。
- また、この「育児に関する指導、相談その他の援助」の実施に当たっては、当該通知に記載する通り、助産師等が同行し、「保健指導」又は「療養に伴う世話」を実施した上で行うことが望ましい点についても変更はない。

Q 7 これまで、実施要綱上、産後ケア事業の実施に当たっては、原則として「褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導」並びに「褥婦に対する療養上の世話」を行い、その他のサービスは必要に応じて行うこととされていた。この取扱いに変更はあるか。

(A)

- 母子保健法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本日付で実施要綱の一部の改正をしており、
 - ・ 市町村に産後ケア事業の実施に係る努力義務があること
 - ・ 産後ケア事業を管理する者を置くこと
 - ・ 産後ケア事業の対象者を、出産後1年を経過しない女子及び乳児等であって、産後に心身の不調又は育児不安等がある者や、その他特に支援が必要と認められる者とする
 - ・ サービスの提供については、出産後1年を経過しない女子及び乳児等の心身の状態に応じた①保健指導、②療養に伴う世話、又は③育児に関する指導、相談その他の援

助を実施すること
等に関する所要の変更を行ったところである。

- これらの変更点以外は、基本的にこれまでの産後ケア事業の実施内容と同様であり、対象者に必要な産後ケアサービスが届くよう、事業実施のための体制を整え、引き続き、対応していただきたい。

(※) 少子化社会対策大綱（令和2年5月閣議決定）において、産後ケア事業を2024年度末までに全国展開することとしている。

3. 他の法令との関係

【医療法及び保健師助産師看護師法との関係】

- Q8 助産師が保健師助産師看護師法上の専門的な業務を行う場合には、医療法の規定に基づき、助産所としての届出が必要となる。

仮に、利用定員を10名以上として産後ケア事業を行う施設（産後ケアセンター）と助産所とを一体的に運営する場合には、利用者の状況により、助産所以外の部分でも助産師による専門的な業務（サービス）が求められることも想定されるが、こうした場合に助産師が業務を行うことは関係法令に照らして問題はないか。

(A)

- 通常、助産師が保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく専門的業務を行う場合には医療法（昭和23年法律第205号）に基づく届出が必要となるが、改正後母子保健法に規定する産後ケア事業は、国の定める一定の運営基準の下で実施されるものであるため、助産所と一体的に運営される産後ケアセンター内の助産所以外の部分であっても、届出等の追加的な手続なく助産師の専門的な業務を行うことができることとする。

(助産所、病院、診療所との設備等の共用)

- Q9 産後ケアセンターを助産所や病院、診療所と併設して運営する場合に、既存の施設や設備、人員の共用は可能か。

(A)

- 産後ケアセンターを助産所や病院、診療所と併設して運営する場合には、これらの施設が介護保険施設等と併設して運営される場合と同様に、施設や設備、人員に関してそれぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療や産後ケアその他のサービスに支障がない場合には共用を認めることとした（病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設等について（令和2年8月5日付医政発0805第1号子発0805第4号厚生労働省医政局長及び厚生労働省子ども家庭局長通知））。

【旅館業法との関係】

Q10 短期入所型の事業を行う施設について、旅館業法の適用関係如何。

(A)

- 短期入所型の事業を行う施設については、旅館業法の適用外である（「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（令和2年8月5日付子発0805第3号厚生労働省子ども家庭局長通知））。

【建築基準法との関係】

Q11 短期入所型の事業を行う施設について、建築基準法の用途制限との関係如何。

(A)

- 短期入所型の事業を行う施設については、旅館業法の適用外としたことから、建築基準法における用途規制上「ホテル又は旅館」に該当しないこととした（「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について（令和2年8月5日付子発0805第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）及び母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設の取扱いについて（令和2年8月5日付国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡））。

4. 施設整備費、運営費

Q12 産後ケア事業に係る施設整備費について、国費補助はされるか。

(A)

- 産後ケア事業の施設整備費については、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき策定する市町村行動計画に産後ケア事業を位置付けている場合、次世代育成支援対策施設整備交付金により、その一部を交付することとしている（平成20年6月12日付厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知。令和2年8月18日に一部改正し、本件施設整備費の手当てについて記載。）。

Q13 産後ケア事業に係る運営費について、国費補助の内容に変更はあるか。

(A)

- 産後ケア事業に係る運営費の国庫補助については、出産後1年を経過しない女子及び乳児等を対象とする産後ケア事業の規模の拡大や、産後ケア事業の全国展開を踏まえ、必要とされる予算の拡充を行っている。

(参考) 令和3年度 42億円
令和2年度 27億円